

注記事項

1. 引当金の計上基準その他の計算書類の作成に関する重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準

徴収不能引当金

・・・未収入金の徴収不能に備えるため個別に見積もった徴収不能見込額を計上している。

賞与引当金

・・・教職員に対する賞与の支給に備えるため、当年度に負担すべき支給見込額を計上している。

退職給与引当金

・・・退職金の支給に備えるため、期末要支給額 109,643,280円の100%を基にして、私立大学退職金財団に対する掛金額と交付額の累積額との繰入れ調整額を加減した金額を計上している。

(2) その他の重要な会計方針

たな卸資産の評価基準及び評価方法

・・・総平均法に基づく原価法である。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 改正後の学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の適用

当年度から、学校法人会計基準の一部を改正する省令（令和6年文部科学省令第28号）に基づく改正後の学校法人会計基準を適用し、計算書類及びその附属明細書の様式を変更している。

(2) 賞与引当金の計上

学校法人会計基準の改正により、引当金の計上基準が明確化されたことに伴い、当年度から計上している。これにより期首に計上すべき額として特別収支に3,074,466円を計上し、当年度に賞与として支給した額から特別収支の計上額を除いた額及び支給は翌年度であるが当年度の支給対象期間にに相応する額として、人件費に3,430,140円を計上している。この結果、従来の方と比較して教育活動収支差額、経常収支差額が352,716円減少し、基本金組入前当年度収支差額が3,427,182円減少している。

3. 固定資産の減価償却額の累計額の合計額 2,248,144,817円

4. 金銭債権の徴収不能引当金の合計額 0円

5. 担保に供されている資産の種類及び額

担保に供されている資産の種類及び額は、次のとおりである。

土地	996,236,000円
建物	1,099,923,953円
定期預金	38,165,000円

6. 翌年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額

106,950,917円

7. 当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策

第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。

8. セグメント情報

セグメント 科 目	明倫短期大学		法人部門	合計
		うち、附属歯科診療所		
教育活動収入計	381,640,836	127,805,736	9,386,262	391,027,098
教育活動支出計	427,162,979	84,569,001	15,724,231	442,887,210
教育活動収支差額	△ 45,522,143	43,236,735	△ 6,337,969	△ 51,860,112
教育活動外収支差額	△ 1,520,962	0	468,347	△ 1,052,615
経常収支差額	△ 47,043,105	43,236,735	△ 5,869,622	△ 52,912,727
特別収支差額	△ 5,509,051	△ 702,192	△ 136,595	△ 5,645,646
基本金組入前当年度収支差額	△ 52,552,156	42,534,543	△ 6,006,217	△ 58,558,373
基本金組入額合計	0	0	△ 26,338,256	△ 26,338,256
当年度収支差額	△ 52,552,156	42,534,543	△ 32,344,473	△ 84,896,629

(注1) セグメント情報は拠点区分別（設置学校・附属施設別）の収支情報の内訳を示すものであり、必ずしも理事会が経営資源の配分の決定及び業績を評価すること等を目的とした財務情報にはなっていない。

(注2) 収入額及び支出額の各セグメントへの配分方法は、昭和56年11月4日付け文管企第250号文部省管理局長通知「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について（通知）」に記載の方法を適用している。

9. 重要な偶発債務 なし

10. 子法人に関する事項 なし

11. 学校法人の出資による会社に係る事項 なし

12. 関連当事者との取引の内容に関する事項 なし

13. 学校法人間の財務取引 なし

14. 重要な後発事象 なし

15. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項 なし